

- 6.2.28

令和6年2月28日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和4年(ワ)第2422号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和5年11月17日

判 決

5

原 告

同訴訟代理人弁護士

山 崎 敏 彦

大阪市北区梅田三丁目5番6号

被 告

同代表者代表取締役

株式会社さくらインベスト

服 部 美 月

同訴訟代理人弁護士

主 文

10

- 1 被告は、原告に対し、496万1315円及びこれに対する令和3年8月16日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告の、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

15

第1 請求

被告は、原告に対し、994万6231円及びこれに対する令和3年8月16日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

20

原告は、被告との間で商品先物取引及び店頭商品デリバティブ取引（以下「CFD取引」という。）を行い、904万6231円の損失を被った。本件は、原告が、被告に対し、上記取引につき、適合性原則違反、説明義務違反及び断定

的判断の提供、頻繁過当取引による手数料稼ぎ、両建ての多用、のみ行為並びに不招請勧誘規制の潜脱があることから不法行為が成立すると主張して、不法行為に基づく損害賠償として、上記損失及び弁護士費用相当額90万円の合計994万6231円及びこれに対する不法行為日の後である令和3年8月16日（上記取引終了日）から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（証拠等を括弧内に摘示した事実以外は争いがない。）

（1）当事者

ア　原告は、昭和31年11月生まれの女性であり、平成29年8月当時、少なくとも1000万円程度の預金を有し、かつて、証券会社に口座を有していたことがあった。

イ　被告は、商品先物取引、CFD取引などを目的とする株式会社である。

（2）原告と被告との間の取引の経緯等

ア　被告の担当者は、平成29年7月、原告に電話をかけ、被告との取引を勧誘した。その結果、原告が契約締結のために被告を訪問することになった。

イ　原告は、同年8月3日、被告の事務所を訪問し、被告との間で、商品先物取引の取次ぎを委託する旨の契約を締結し、商品先物取引用の口座を開設した（乙A11、13）。

ウ　原告は、同月4日、被告に対し、証拠金として100万円を支払った上、東京原油1枚を買建てして、被告との間で損失限定取引である商品先物取引（以下「本件商品先物取引」という。）を開始した。

エ　原告は、同年9月3日、被告との間で、CFD取引を行う旨の契約を締結し、CFD取引用の口座を開設した（乙A23、25）。

原告は、同月4日、被告に対し、証拠金として100万円を支払った上、東京原油1枚の買玉を決済して本件商品先物取引を終了させ、原油スポット

ト3枚の売建てをして、被告との間でCFD取引（以下「本件CFD取引」といい、本件商品先物取引及び本件CFD取引を併せて「本件各取引」という。）を開始した。

なお、本件CFD取引は、被告と顧客とが相対で原資産の値動きを反映する商品を売り買いし、その差金の授受によって決済する取引である。本件CFD取引において、被告が顧客に対して示す買値は被告が顧客に対して示す売値を上回っており、この差額をスプレッド（値ざや）という。スプレッドは、金現物ミニについては4ドル、原油スポットについては、0.4ドルである。また、本件CFD取引のうち金現物につき顧客が買いのポジションを保有する間には顧客が被告に対して支払うべきスワップ金利が発生し、顧客が売りのポジションを保有する間には被告が顧客に対して支払うべきスワップ金利が発生する（乙A16）。

才 本件各取引での原告と被告との間の証拠金の授受は別紙1「原告の支払（と被告からの返金）一覧表」のとおりである。本件商品先物取引の内容は、別紙2「建玉分析表1」のとおりである。本件CFD取引の内容は、原油スポットにつき別紙3「建玉分析表2」のとおり、金現物ミニにつき別紙4「建玉分析表3」のとおり、これらを合わせると別紙5「建玉分析表4」のとおりである。

力 原告は、令和3年8月16日、全ての建玉を仕切って本件CFD取引が終了し、被告は、原告に対し、預かっていた証拠金90万4769円を返還した。本件各取引を通算すると、原告の損失は904万6231円である。

2 爭点及び争点に関する当事者の主張

（1）本件各取引に係る被告担当者の一連の行為は、社会的相当性を逸脱する違法なものとして不法行為が成立するか。

（原告の主張）

被告担当者の一連の行為は、以下のとおり違法である。

ア 適合性原則違反

原告は、潤沢な資金のない、がん闘病中の派遣社員であり、投資取引の知識及び経験が乏しかったから、本件各取引の不適格者であり、適合性原則に反する。なお、原告は、平成3年1月頃まで証券会社に口座を有していたが、実質的な一任売買をされたものであり、証券取引の経験はない。

イ 説明義務違反及び断定的判断の提供

被告担当者は、原告に対し、本件各取引の仕組み及び危険性、取り分け、後記オのとおり本件CFD取引が相対取引であるため原告と被告とが利益相反関係にあることについて十分に明らかにし、両建ての意義及び頻繁売買の危険性についても説明をすべき義務があるのに、これを怠り、本件各取引の有利な点のみを強調して、断定的判断を提供した。原告は、本件各取引の開始に当たり、取引に関する書面を受け取ったが、詳しい説明はなく、また、取引について理解した旨などを言われるがままに記載した書面を被告に提出した。

ウ 頻繁過当取引（無断売買を含む。）による手数料稼ぎ

被告担当者は、本件各取引において、無断売買により取引を拡大させてこれを押し付け、同一銘柄について両建て状態とするのを基本としつつ、買建てをさせても、短期間で買玉を仕切らせるか、売建てをさせるなどし、同一銘柄についての無意味な取引を頻繁に行わせ、原告は被告担当者から勧誘されるまま取引を拡大させた。上記頻繁過当取引により、被告は原告から手数料を徴収し、加えて、本件CFD取引におけるスプレッドは被告の手数料と同視できるところ、スプレッドにより原告から約343万円（金現物ミニにつき、4ドル×579枚×10倍=2万3160ドル、原油スポットにつき、0.4ドル×20枚×1000倍=8000ドル）を取得し、合計して約400万円もの手数料を稼いだ。また、本件CFD取

引において顧客が支払うべき買建てのスワップ金利は被告が支払うべき売建てのスワップ金利を上回るから、被告は両建て状態の間も含め、原告にスワップ金利を支払わせて損失を拡大させた。

エ 両建ての多用

同一の銘柄について買建てと売建てを行う両建ては、顧客にとって、無意味に手数料が発生して証拠金を使うことになる危険な取引手法であるのに、本件C F D取引において、被告担当者は、原告に対し、何度も両建てを勧誘し、取引の拡大又は縮小の妨害をしている。

オ のみ行為

本件C F D取引は、相対取引であって、原告の利益が被告の損失となるから、原告と被告との間に利益相反関係が生じる。このような相対取引につき、商品先物取引業者は、全顧客からの全注文と同じ量及び種類の商品について、そのまま他の業者（カバー業者）に対して自己玉として注文を出すというカバー取引をすることにより利益相反関係が生じないようにすることができ、被告も、本件C F D取引開始に当たり、原告に対し、顧客から受けた注文と同じ注文を出すというカバー取引を行う旨を表示していた。ところが、被告は、本件C F D取引に関し、ほとんどカバー取引を行っておらず、ほぼ一貫して原告と利益相反関係にあったから、本件C F D取引は実質的に顧客の損失を利益として取り込むのみ行為である。

カ 不招請勧誘規制の潜脱

被告は、原告に対し、本件商品先物取引を電話で勧誘した後、本件商品先物取引を速やかに終了させ、危険性の高い本件C F D取引に移行させたものであり、投機取引に適合性のない一般人が多大な損害を被ることを防止するために不招請勧誘を禁止した法の趣旨を潜脱した。

キ 上記アないしカより不法行為が成立する結果、被告は原告に対し、損失の904万6231円及び弁護士費用90万円を合計した994万62

31円の損害を賠償する義務を負う。

(被告の主張)

ア 適合性原則違反

原告は、本件各取引の当時、有職者で年収500万円以上あり、株式取引の経験があると申告していたから、本件各取引の適格者である。

イ 説明義務違反及び断定的判断の提供

被告担当者は、原告に対し、本件各取引の開始に当たり、書面を交付するなどして、その仕組み（本件CFD取引が相対取引であることを含む。）、リスク、元本保証されていないこと、証拠金及び手数料、両建てなどについて説明し、原告は、理解した旨を回答していたから、説明義務違反及び断定的判断の提供はない。

ウ 頻繁過当取引（無断売買を含む。）による手数料稼ぎ

原告は、自ら投下資金可能額を設定し、その範囲内で本件各取引を行っていたこと、平成29年9月21日に原油スポットの取引を止め、令和元年9月5日から令和2年1月7日まで4か月間取引を行わないなど、原告が頻繁過当取引を行っていなかったことが明らかである。被告は、本件CFD取引において原告に損失が生じた場合には手数料を払い戻していました（乙A38の1など）、令和元年9月1日以降は利益が生じた場合にも手数料を0円としており（乙A35）、実質的に38万2320円の手数料を受け取ったにとどまり、手数料稼ぎを行ったとはいえない。スプレッドは手数料でなく、大手の業者においても設定されており、違法なものではない。

エ 両建ての多用

商品先物取引法214条8号が禁じる行為は、同一枚数、同一限月の両建てを外務員が勧めることであり、同法施行規則103条9号が禁じる行為は、限月又は枚数違いの両建てについて、顧客が理解できない場合に受

託することである。しかし、両建てには、損失の拡大を防ぎながら相場の動きを見極めることができるという有用性があるところ、原告は、本件CFD取引開始に当たり、被告に対し、両建てを行う旨の申出書(乙A22)を交付し、相場の予想が外れた際に値動きを見るために両建てにすることを選択し、その後、両建てを解消するなどしており、被告担当者は上記法規に違反していない。

オのみ行為

商品先物取引法212条が禁ずるのみ行為とは、商品市場における取引等の委託を受けながら、自ら相手方となって取引を成立させることであるが、本件CFD取引は、適法な相対取引であって、のみ行為に当たらない。

また、商品先物取引法は、商品先物取引業者に対してカバー取引を義務付けておらず、カバー取引を行うか、行う場合にどのような基準で行うかは商品先物取引業者の裁量に委ねられているところ、被告は、自らカバー取引規程(乙A33)を定め、この規程に従い、商品ごとに顧客の売りポジションと買いポジションの差を計算し、20枚を超過した場合に20枚以内となるようにカバー取引を行っている(乙A34、36)。

カ 不招請勧誘規制の潜脱

本件商品先物取引は、不招請勧誘禁止の例外に当たる。また、本件CFD取引につき、原告は、自ら勧誘を要請した上(乙A15)、本件各取引の継続中、長期間取引しない期間が多数存在し、取引を止める機会があったから、不招請勧誘の潜脱はない。

キ 上記アないしカより、不法行為は成立しない。

(2) 過失相殺の可否及び割合

(被告の主張)

原告は、本件CFD取引開始から3か月後、遅くともその1年後、自ら判断することができる習熟委託者となった。また、原告は、平成29年9月1

5日、損失が124万7213円発生したことを確認し、同月21日には、
193万4693円の損失が確定し、本件CFD取引のリスクを経験したに
もかかわらず、本件CFD取引を続けた。原告は、本件各取引の継続中、長
期間取引しない期間が多数存在し、取引を止める機会があった。

したがって、原告には、本件各取引による損失の発生及び拡大について重
大な責任があり、少なくとも8割の過失相殺が認められるべきである。

(原告の主張)

被告は、原告に対し、不招請勧誘禁止規定を潜脱して本件CFD取引を開
始させ、その後、原告が取引を止めることができないようにしたのであるか
ら、過失相殺は許されない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

後掲証拠（なお、頁数は各人証の尋問調書の頁数である。）及び弁論の全趣旨
によれば、次の事実が認められる。

(1) 原告の経歴について

原告は、短期大学卒業後、経理補助、事務職等として勤務したことがあり、
平成29年8月の時点では、派遣社員として勤務していた。また、原告は、
平成28年9月下旬頃、
との診断を受け、以後抗がん剤治
療を受けている。（甲13の1ないし3、甲21、乙A49、原告本人26、
27頁）。

(2) 本件各取引に関して授受された書類の内容等

ア　原告は、平成29年8月3日に初めて被告の事務所を訪問した際、本件
商品先物取引の仕組みやリスクが高い取引であること等が記載された契
約締結前交付書面等を受け取った上、被告に対し、本件商品先物取引の勧
誘を受けることに同意する旨の書面、上記契約締結前交付書面等の内容を
理解したとの選択肢を選んで署名した書面並びに資産運用及び投資を目

的として取引を開始する旨を回答したアンケートに加え、派遣社員として勤務している、年収500万円以上である、3年間の株式取引の経験がある、過去に大きな病気をしたことではない、流動資産は300万円で投資可能額は300万円である、元本欠損又は元本を上回る損失のおそれのある取引をする意思があるなどという旨記入した口座設定申込書を作成して交付した（乙A3の1及び2、乙A4ないし11、47）。

イ 被告の担当者大隈夏二（以下「大隈」という。）は、同年9月3日、初めて原告と面談した際、本件CFD取引を勧誘し、その頃、原告に対し、①「CFD取引」という表題が付されたパンフレット（乙A16、以下「本件パンフレット」という。）、②「店頭商品デリバティブ（CFD）取引説明書（契約締結前交付書面）」という表題が付された説明書（乙A17の1、以下「本件説明書」という。）、③「店頭商品デリバティブ（CFD）取引約款」という表題が付された約款（乙A18、以下「本件約款」という。）を交付した（乙A16、17の1、乙A18、19、25、原告本人42ないし44頁）。

本件パンフレット及び本件説明書には、CFD取引は、元本が保証された取引ではなく、取引対象である銘柄の価格の変動により顧客が預託すべき証拠金の額を超えた多額の損失を被る危険がある旨の記載がある。

本件パンフレット、本件説明書及び本件約款には、CFD取引は、被告が顧客と直接取引を行うという相対取引である旨の記載がある。本件パンフレットには、CFD取引の場合、注文を受けた被告はそれぞれの取引市場又はカバー先業者に「カバー取引」という顧客から受けた注文と同じ注文を出し、リスクヘッジを行う旨の記載がある。なお、被告が原告に交付した書類でカバー取引の内容について説明したものは本件パンフレット以外に、存在しない（弁論の全趣旨）。

本件パンフレット及び本件説明書には、顧客が商品を買うことができる

価格は、商品を売ることができる価格よりも高く、この価格差をスプレッドということやスワップ金利の意味内容が記載されている。

ウ 原告は、同日、大隈に対し、本件CFD取引の勧誘を受けることに同意する旨の確認書及び上記アの口座設定申込書と同様の趣旨を記入した口座設定申込書を交付した（乙A15、23）。

また、原告は、同日、大隈に対し、本件CFD取引に関し、①断定的な判断を提供する説明や元本保証がされているなどの誤解を与えるような説明はなかつたこと、②相対取引であることを含め、取引の仕組みを理解したこと、③ハイリスク、ハイリターンの取引であることを理解したことなどの選択肢を選び、署名押印した被告宛て書面を作成して交付した。また、原告は、同日、大隈に対し、売りのポジションと買いのポジションを両方持つ両建取引を行う、今後も同様の取引を行う旨の被告宛て申出書を交付した。（乙A19、22）

なお、原告がカバー取引について理解したことを示す書面は存在しない（弁論の全趣旨）。

エ 原告は、同月4日、被告に対し、投下資金可能額を900万円増額する（300万円から1200万円にする。）、損失を被っても生活に支障がない旨の申出書を交付した（乙A26、47）。

オ 被告は、同日以降、本件CFD取引につき、取引が成立する都度、原告に対し、値段やスワップ金利を含む上記取引内容の詳細を記載した「売買報告書」又は「売買報告書及び売買計算書」を送付していた（乙A40）。

カ 被告の顧客相談部の高添眞二（以下「高添」という。）は、同月15日、原告と面談した際、原告の全ての建玉及び損失が合計124万7213円である旨が記載された同日付けの残高照合書を見せたところ、原告は「相違ない」との選択肢に丸を付けて署名した。この面談を機に、被告における原告の担当者が大隈から中田徹（以下「中田」という。）に交代したとこ

ろ、中田は、原告の意思を確認することなく無断で本件CFD取引をすることがなかった。(乙A27、44、51、原告本人20、21頁、証人中田)

キ 原告は、令和元年6月17日、被告に対し、投下資金可能額を400万円増額する(1200万円から1600万円にする。)、損失を被っても生活に支障がない旨の申出書を交付した(乙A28)。

ク 高添は、同年7月2日、原告と面談した際、原告の全ての建玉及び損失が合計309万8236円である旨が記載された同日付けの残高照合書を見せたところ、原告は「相違ない」との選択肢に丸を付けて署名した(乙A32、47)。

ケ 原告は、令和2年1月6日、被告に対し、投下資金可能額を200万円増額する(1600万円から1800万円にする。)、損失を被っても生活に支障がない旨の申出書を交付し、同年4月24日、投下資金可能額を710万円増額する(1800万円から2510万円にする。)、損失を被つても生活に支障がない旨の申出書を交付した(乙A29、31)。

(3) 本件CFD取引に係るカバー取引の実態について

被告は、CFD取引に係るカバー取引規程において、被告が全ての顧客との間で有するポジションについて、商品ごとに對当するポジション同士を相殺した結果として残るポジション(以下「ネットポジション」という。)を計算し、ネットポジションの合計が20枚以下になるようにカバー取引を実施する旨定め、同定めに従ってカバー取引を行っていたが、個々のCFD取引に対応したカバー取引を行っておらず、本件CFD取引においても、個々の取引に対応したカバー取引がほとんど行われなかつたため、原告及び被告は、その一方に利益が生ずると他方に損失が生ずるという利益相反関係にあった。

(乙A33、34、36、証人中田17ないし19頁)

2 爭点(1) (本件各取引に係る被告担当者の一連の行為は、社会的相当性を逸脱

する違法なものとして不法行為が成立するか。)について

(1) 適合性原則違反について

原告は、本件各取引を開始した当時、がんを患つて治療を受けていたが、短期大学卒業後、長年にわたり社会人として生活を送っており、本件各取引開始の時点で少なくとも100.0万円程度の預金を有し、一度電話を受け被告の事務所に出向いた当日に本件商品先物取引を開始することを決め、本件各取引の開始に当たり、その仕組みやリスクの高さが記載された書類を受け取って、理解した旨を記入した書面を作成したこと(前提事実(1)ア、(2)ア、イ、前記1(1)、(2)アないしウ)を踏まえると、本件各取引の内容を理解することができなかつたとは考えにくく、相当の資力があり、投資に応じる意向も相応にあつたことがうかがわれる。なお、原告は、以前に証券会社との間で実質的な一任売買をされた旨主張するが、これを認めるに足りる的確な証拠はない。そうであれば、被告が原告に対して本件各取引を勧誘し、これを行わせることは、原告の意向と実情に照らして、適合性の原則から著しく逸脱したものとまではいえず、不法行為法上違法と評価することはできない。

(2) 説明義務違反及び断定的判断の提供について

ア 原告は、本件各取引について、被告担当者が危険性の説明を怠り、有利な点のみを強調する断定的判断を提供した旨主張し、本人尋問において、被告担当者から、取引開始の際及びそれ以降、言うとおりにすれば儲かる旨説明され、それを信じ、言われるがままに書面に記入したなどと供述する(原告本人8、11、12、14、30頁)。

しかし、前記(1)の原告の経歴に照らし、原告には一定の理解力や判断力があると推認できるところ、原告は、本件各取引につき、被告から、元本保証されておらず、多額の損失を被るなどリスクの高い取引である旨記載された書面を受け取っていること(前記1(2)ア、イ)、原告が被告に対して、断定的判断を提供する説明は受けておらず、本件各取引のリスクを理解し

たという旨の書面を提出していること（前記1(2)ア、ウ）、原告自身、本人尋問において、本件各取引を開始するに当たり、預けた金額が必ず返ってくる訳ではないと分かっていたとも供述していること（原告本人3・1、3・2頁）を考慮すると、被告担当者が本件各取引の危険性の説明をすることなく必ず儲かるなどといった断定的な説明をし、原告がこれを信じて、言わ�るがままに書面に記入したとは考えにくく、むしろ、原告は本件各取引のリスクを理解したことがあがわれるから、原告の上記供述を採用することはできない。

イ　原告は、本件CFD取引については、被告担当者が利益相反関係にあることにつき説明をすべき義務があるのに、これを怠った旨主張する。確かに、被告は、カバー取引規程の定めに従って、顧客との間のネットポジションが20枚以下になるようカバー取引を行っていたものの、個々のCFD取引に対応したカバー取引を行わず、本件CFD取引において被告との間で利益相反関係にあった（前記1(5)）。このような利益相反関係が生じ得ることは、被告が本件CFD取引開始前に予想することができ、原告の投資判断に影響を与える事情であるから、被告は、信義則上、本件CFD取引前に、原告に対し、上記利益相反関係が生じ得ることを説明すべき義務を負うものというべきである。

ところで、被告は、原告に対し、本件CFD取引は被告が顧客と直接取引を行う相対取引である旨記載された本件パンフレット等を交付し、原告は、被告に対し、本件CFD取引が相対取引であることを理解したという旨の書面を提出した（前記1(2)イ、ウ）ところ、本件CFD取引が相対取引であれば、その当事者の一方の利益は他方の損失になることが明らかであるから被告は上記義務を果たしたとみえなくもない。しかし、本件パンフレットには、被告が顧客から受けた注文と同じ注文（カバー取引）をする旨が記載されており（前記1(2)イ）、被告がカバー取引を行うことにより、

顧客の利害と被告の利害が一致する、すなわち利益相反関係がないとの誤解を生じさせるものとなっている。

この点、中田は、本件 CFD 取引を勧誘した大隈が、原告に対して本件 CFD 取引について、カバー取引規程に沿う方式でカバー取引を行うとの説明を行った旨証言する（証人中田 33 頁）。しかし、中田は大隈の具体的説明内容について確認しておらず（証人中田 34 頁）、上記証言は本件パンフレットの記載内容とも異なる上、原告がカバー取引について理解したことを見出す書面は存在せず（前記 1(2)ウ）、原告が本人尋問においてカバー取引について説明を受けたことがない旨供述している（原告本人 43 頁）ことから、中田の上記証言は採用できない。

したがって、被告には、本件 CFD 取引における利益相反関係に係る説明義務違反があるというべきである。

ウ 原告は、両建ての意義及び頻繁売買の危険性についても説明すべきであった旨も主張する。しかし、原告は、両建ての意味を記載して、これを買う旨の被告宛て申出書を交付し（前記 1(2)ウ）、本人尋問において、損失の拡大を防ぐために両建てをしようとしたことを認める供述をしており（原告本人 18、38 頁）、原告は両建ての意義を理解してこれを行ったことがうかがわれる。また、原告が本件各取引のリスクを理解したことがうかがわれるるのは、前記アのとおりである。したがって、原告の上記主張は採用できない。

(3) 頻繁過当取引（無断売買を含む。）による手数料稼ぎ及び両建ての多用について

ア、原告は、本人尋問において、大隈が原告の担当者であった期間である平成 29 年 9 月 6 日から同月 14 日までの間、原告に無断で取引をした旨供述するが、原告は、上記取引内容の詳細を記載した売買報告書を受け取り、残高照合書においてその結果を承認している上、同月 15 日に原告の担当

者が中田に交代した後に無断取引がなかつたこと（前記1(2)オ、カ）に鑑みれば、被告が無断取引により原告の取引を拡大させたとまではいえない。

イ 本件CFD取引において、原告は、当初から、売りと買いのポジションを両方持つ両建てをしており、その期間や回数が多い（別紙3「建玉分析表2」ないし別紙5「建玉分析表4」参照）が、原告が両建ての意義を理解してこれを行ったことがうかがわれるのは前記(2)ウのとおりであり、被告が両建ての多用により、原告の取引を拡大させ、又はその縮小を妨害したともいえない。

ウ さらに、原告は、本件CFD取引におけるスプレッドが手数料と同視できるところ、被告はスプレッドにより、約343万円も取得し、スワップ金利を支払わせて原告の損失を拡大させた旨主張する。

確かに、本件CFD取引は、相対取引であるところ、原告の買値は売値を上回るように設定され、金現物につきスワップ金利が発生するから（前提事実(2)エ）、被告は、原告との間で売り買いするごとに原告からスプレッドに相当する金額の利益を得ることができ、金現物ミニの買いのポジションについてスワップ金利を得ることができる。しかし、被告は、本件CFD取引開始に当たり、原告に対し、スプレッド及びスワップ金利の意味が記載された本件パンフレット等を交付し、取引成立の都度、その値段やスワップ金利が記載された「売買報告書」又は「売買報告書及び売買計算書」を送付していたから（前記1(2)イ、オ）、被告は、原告の理解の下でスプレッド及びスワップ金利を得たものといえ、これらを得ることが不法行為法上違法であると評価することはできない。

(4) のみ行為及び不招請勧誘規制の潜脱について

原告は、本件CFD取引にのみ行為及び不招請勧誘規制の潜脱があると主張する。しかし、本件CFD取引は商品先物取引法212条所定ののみ行為に当たらず、原告は本件CFD取引の勧誘を受けることに同意しているから

(前記1(2)ウ)、原告の上記主張は採用できない。

(5) 小括

以上より、被告には、本件CFD取引につき、利益相反関係に係る説明義務違反による不法行為が成立する。

上記不法行為による原告の損害は、本件各取引を通算した損失である904万6231円（前提事実(2)カ）から、本件商品先物取引による損失2万3600円（別紙2「建玉分析表1」参照）を控除した902万2631円である。

3 争点(2)（過失相殺の可否及び割合）について

原告は、被告に対し、本件CFD取引について、取引開始に当たり、ハイリスクの取引であることなどを理解する旨記載した書面を提出した上、平成29年9月15日の時点で本件CFD取引の損失が124万7213円となったが（前記1(2)カ）、損失を取り返せると考えて取引を継続することとし（原告本人48頁）、令和元年7月2日には損失が309万8236円となったことを認識したにもかかわらず、令和3年8月16日まで取引を継続し（前記1(2)ク、前提事実(2)カ）、この間生活に支障がない旨を記載した投下資金可能額増額の申出書を隨時作成して提出した（前記1(2)エ、キ、ケ）。そうすると、原告が本件CFD取引のリスクを理解した上で、自ら取引を継続することとした結果、損害が拡大したことを否定することができない。以上の事情に鑑みれば、原告が損害の拡大に相当程度寄与したといえるが、被告の説明義務違反により本件CFD取引が開始されたこと、その他本件に顕れた一切の事情を考慮すると、過失割合を5割と認めるのが相当である。

そうすると、過失相殺後の損害額は、451万1315円（1円未満切捨て）であり、この金額を踏まえると、被告の不法行為と因果関係のある弁護士費用は45万円と認めるのが相当であるから、被告は、原告に対し、不法行為に基づく損害賠償として合計496万1315円を支払うべき義務がある。

4 結論

以上によれば、原告の請求は、496万1315円及びこれに対する令和3年8月16日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金を求める限度で理由があるから、その限度で認容し、その余は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第25民事部

裁判長裁判官

小川嘉基

裁判官

宮崎純一郎

裁判官

北岡佑太

原告の支払（と被告からの返金）一覧表

2017年

8/4	100万円
9/4	100万円
9/5	70万円
9/6	50万円
9/11	50万円
10/12	50万円

2018年

1/15	40万円
1/25	10万円
7/19	50万円
8/2	45万円
8/17	50万円
8/23	50万円
10/10	30万円

2019年

4/8	10万円
4/15	1万円
6/14	25万円
6/19	25万円
6/20	5万円
6/21	50万円
6/27	1万円
7/3	8.5万円

7/11 2. 5万円
7/18 1. 5万円
8/13 2万円
8/16 1. 5万円
9/5 8万円
10/29 2万円
11/28 2万円
12/17 3万円
12/27 4万円

2020年

1/8 8万円
1/28 8万円
2/3 7万円
2/19 1万円
2/20 9. 5万円
2/21 4万円
3/25 4万円
4/24 1. 5万円
5/18 11万円
5/20 7万円
5/21 3万円
6/3 5. 5万円
6/5 2. 5万円
6/8 1. 1万円
6/30 3万円
7/1 3万円
7/8 5万円

7/9 6万円
7/21 2万円
7/22 27万円
7/27 4万円

2021年

3/15 0.8万円
3/21 0.7万円
5/18 8万円
5/19 0.5万円
5/20 1万円
5/21 5万円
5/24 4万円
5/26 8.5万円
5/27 1万円
5/28 2.5万円
5/31 2万円
6/3 0.1万円

返金 2020年

6/17 5.1万円
6/23 4万円

取引終了後 (2021年8月)

90万4769円

差引 904万6231円の損失